

開発事業計画協議書

（変更・中止・廃止・承継・譲渡）

年 月 日

（あて先）須坂市長

申請者 住 所

氏 名

印

（担当者の職氏名・連絡先

TEL

）

須坂市宅地開発等指導指針

第12第1項
第15
第16第1項

 の規定により下記のとおり協

議します。

添付書類

設計説明書、位置図（1/2500以上）、公図の写、土地登記簿謄本（正本に1部）、現況写真（正本に1部）、土地利用現況図（1/500以上）、造成計画平面図（1/500以上）、造成計画断面図（1/500以上）、排水施設計画平面図（1/500以上）、給水施設計画平面図（1/500以上）、構造図（1/50以上）、敷地内雨水浸透処理計算書、法人登記簿謄本（申請者が法人の場合・正本に1部）、その他必要な書類（建物（店舗、工場等）の建築が伴う開発事業は、建物の配置図・平面図・立面図）

提出部数：正1、副7（開発内容によって提出部数は変更になります。）

記

1. 開発区域の所在地

2. 開発区域の面積

m²

3. 開発区域の法令に基づく指定地域の有無、その指定地域名

4. 開発事業の概要

- ・ 目的
- ・ 選定理由
- ・ 区画数
- ・ その他

5. 開発事業工事予定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

6. 施設等の概要

- ・ 道路
- ・ 給水
- ・ 排水
- ・ ガス
- ・ 公園、広場、緑地
- ・ 消防等の防災設置
- ・ 雨水対策
- ・ その他公共施設・公益施設

7. その他（自然環境・文化財の保全、公害防止対策等）

設 計 説 明 書

設計の方針														
工区計画	工 区 名			工 区 面 積			着工予定年月日			完了予定年月日				
				m ²			年 月 日			年 月 日				
開発区域内の土地の現況	地域地区	区域区分				用途地域				その他の指定地域				
		<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> その他の区域												
	地目別概要	宅 地		農 地		山 林		公共施設		その他		合 計		
		面 積		面 積		面 積		面 積		面 積		面 積		
比 率		比 率		比 率		比 率		比 率		比 率				
		%		%		%		%		%		100.0%		
土地利用計画	宅 地		公共施設			公益施設			その他			合 計		
	面 積		面 積			面 積			面 積			面 積		
	比 率		比 率			比 率			比 率			比 率		
		%		%			%			%			100.0%	
街区の設定計画	街区数		街区		最大街区面積			m ²		街区最長辺長			m ²	
	最大区画面積		m ²		最小街区面積			m ²		平均区画面積			m ²	
	予定建築物名									その他			合 計	
	区画数													
公共施設の整備計画概要	道 路		公 園			排水施設			その他			合 計		
	面 積		面 積			面 積			面 積			面 積		
	比 率		比 率			比 率			比 率			比 率		
		%		%			%			%			100.0%	
公益施設の整備計画概要	施設名							その他			合 計			
	面 積		m ²		m ²			m ²			m ²			
	比 率		%		%			%			%			
		%		%			%			%			100.0%	

- 備 考：1 設計の方針欄は、当該開発事業の目的及び開発計画の設計に関して特に留意したこと等を記入すること。
- 2 公益施設の整備計画概要欄には、小学校、保育所、診療所、日用品の店等を記入すること。
- 3 開発区域を工区に分けたときは、工区ごとに作成すること。
- 4 その他の指定地域とは、農振地域、自然公園、河川保全地域、砂防指定地域等をいう。

協 定 書

須坂市（以下「甲」という。）と事業者（以下「乙」という。）とは、須坂市宅地開発等指導指針の趣旨を尊重し下記のとおり協定する。

1. 開発区域の所在地、地目及び面積

所在地

地 目

面 積

2. 土地の利用計画

年 月 日付、提出の開発事業計画協議書のとおり。

3. 工事の設計

年 月 日付、提出の開発事業計画協議書のとおり行い、変更等ある場合は、甲、乙協議するものとする。

4. 区域内の従前の公共施設及び新設される公共施設等の帰属及び管理

従前の公共施設	名称	廃止、付替、拡張等の別	延長 m	幅員 m	面積 m ²	所有者・管理者	摘要

新設される公共施設等	名称	延長 m	幅員 m	面積 m ²	管理者	用地の帰属・権利者	引渡年月日	摘要

5. 工事の着手及び完了予定年月日 着手予定 年 月 日、完了予定 年 月 日

6. 開発に伴う条件等

7. その他必要事項

この協定に定めない事項について必要が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙は、この協定書2通作成し、それぞれ記入押印のうえ、その1通を保有するものとする。

年 月 日

長野県須坂市大字須坂1528番地1
甲 須坂市 須坂市長 印

乙 印

様式第3号（第18関係）

中間検査届出書

年 月 日

（あて先）須坂市長

届出者 住 所

氏 名

印

（担当者の職氏名・連絡先

TEL

）

須坂市宅地開発等指導指針第18第1項の規定により、開発事業に関する工事について下記のとおり届出ます。

記

1. 開発事業の名称
2. 開発区域の所在地
3. 新設される公共施設等

添付書類：地下埋設物の埋設及び道路側溝等施工時の工事写真

様式第4号（第19関係）

工事完了届出書

年 月 日

（あて先）須坂市長

届出者 住 所

氏 名

印

（担当者の職氏名・連絡先

TEL

）

須坂市宅地開発等指導指針第19第1項の規定により、開発事業に関する工事が下記のとおり完了しましたので届出ます。

記

1. 工事完了年月日 年 月 日
2. 開発事業の名称
3. 開発区域の所在地 須坂市
4. 新設される公共施設等

※ 受付番号	年 月 日 第 一 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否

備 考 ※印のある欄は記載しないこと。

添付書類：工事竣工図（1／500以上）、コアの試験結果報告書、コンクリート配合報告書、路盤材料試験結果報告書、粒密度アスコン配合報告書、構造物規格（品質仕様）書、検査記録表、工事写真、帰属登記に必要な書類1式（公共施設の引渡書添付書類参照）

検査に準備するもの：切取コア、レベル、スタッフ、リボンテープ、黒板、その他
検査に必要なもの

公共施設の引渡書

年 月 日

（あて先）須坂市長

事業者 住所
氏名 印

須坂市宅地開発等指導指針第24第1項の規定により下記の公共施設を引渡します。
記

1. 開発事業の名称
2. 開発区域の所在地 須坂市
3. 工事完了年月日 年 月 日
4. 公共施設

従前の施設	名称	付替・拡張の別	延長m	幅員m	面積㎡	摘要
新設された公共施設等	名称	延長m	幅員m	面積㎡	摘要	

添付書類

位置図（1/2500以上）、公図の写、帰属される土地の登記簿謄本・地籍測量図、法人登記簿謄本（※）、法人印鑑登録証明書（※）、登記承諾書、敷地帰属申出書、印鑑登録証明書（個人の場合）、その他必要な書類

※長野地方法務局管轄外法人の場合

開発事業廃止届

年 月 日

（あて先）須坂市長

事業者 住 所
氏 名 印

須坂市宅地開発等指導指針第20第1項の規定により、下記の開発事業を廃止します。

記

1. 開発事業計画協議書の提出日

年 月 日

1. 開発事業の所在地

須坂市

2. 開発事業地の面積

m²

開発事業の廃止に伴い、土砂の流出その他の災害の発生を防止するための処置をとる必要があると認めるときは、事業者の責任で、土砂の除去その他安全のために必要な処置を講じます。

所属自治会等確認書

1. 宅地造成事業者名

住所
氏名

2. 宅地造成事業の所在地

須坂市

3. 宅地造成事業地の面積

㎡
予定区画数 区画

4. 宅地造成事業完了予定日

年 月 日

上記の宅地造成事業が完了した後に、宅地を購入した者が住宅を建築し入居した日から、
町区（自治会）に加入することを承諾します。

年 月 日

町区長

印

公会堂等集会施設の整備計画書

（あて先）須坂市長

事業者 住所
氏名

印

年 月 日提出の開発事業計画にて宅地造成を予定している住宅団地は、新しい自治会として町区を形成する計画です。

そのため、宅地開発等指導指針第10第2項の規定に基づき、公会堂等集会施設の整備を以下のとおり計画しましたので提出します。

1. 宅地造成事業の所在地

須坂市

2. 宅地造成事業地の面積

m²
予定区画数 区画

3. 公会堂等集会施設の概要

- ・ 予定地番 須坂市
- ・ 敷地面積 _____ m²
- ・ 建築面積 _____ m²
- ・ 延べ床面積 _____ m²（1階 _____ m²・2階 _____ m²）
- ・ 計画図 別添図面のとおり

（配置図・各階平面図・立面図・断面図・外部仕上げ表・内部仕上げ表）

※ 公会堂等集会施設として備える機能

- ・ 当該町区内に居住する世帯数を考慮した会議室
- ・ 調理実習室
- ・ 男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ